

20歳になったら国民年金

◇国民年金加入のご案内

令和元年10月以降、20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に第1号被保険者として加入したことをお知らせします。

※厚生年金に加入している方は除きます。また、第3号被保険者には該当する場合は配偶者の勤務先を経由しての届け出が必要です。

年金Q&A

Q 誰が加入するの？

A 日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。

Q 保険料はいくら？

A 国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1か月当たりの保険料は16,540円です。
※令和2年度

Q 給付の種類は？

A 公的年金制度には、老齢年金のほか、障害・死亡に対する保証もあるので、若いうちに事故などにあっても、これからの保障が受けられます。

① 20歳の誕生日からおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

●日本年金機構から次の書類が届きます。

- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）
- ・国民年金保険料納付書
- ・学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請書
- ・返信用封筒

●保険料の納付方法等

納付書を使用して、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納めてください。^{※1} その他、電子納付、口座振替やクレジットカード納付もあります。また、保険料の割引が受けられる前納（前払い）制度、付加保険料制度^{※2}があります。

詳しくは、名護年金事務所にお問い合わせください。

※1 保険料は20歳の誕生月分から納付が必要です。ただし、誕生日が1日の場合は誕生月からの納付となります。

※2 定額保険料の他に、月額400円を追加して納付できる保険料のことです。なお、付加保険料は申し出た月からの開始となりますので、誕生月からの納付を希望する場合はお早めにお申し出ください。

●大学、専門学生・・・学生納付特例制度の申請書を提出することもできます。

●経済的に保険料の納付が難しい・・・納付猶予制度や免除制度の申請書を提出することができます。

② ①とは別に年金手帳が届きます。

年金手帳は、保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。

※20歳の誕生日から2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」「年金手帳」などが届かない場合は、村民課又は名護年金事務所でご加入手続きをしてください。

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522

村民課 年金係 ☎966-1205